

社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

(社会資本整備重点計画第1章)

9本の事業分野別計画

道路

交通安全施設

空港

港湾

都市公園

下水道

治水

急傾斜地

海岸

一本化

重点化・集中
化のための計
画に転換

＜社会資本整備重点計画＞

(平成15年10月10日閣議決定)

- 対象とする社会資本整備事業等(法第2条第2項各号)
道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸及びこれら事業の効果を増大させるため一体として実施される事務又は事業
- 計画期間(法施行令第3条)
平成15年度以降の5カ年間(～19年度)
- 計画事項(法第4条第3項各号)
 - ① 重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要
 - ② 事業を効果的かつ効率的に実施するための措置
 - ③ その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

注・二重枠の事業分野別計画は、各々の緊急措置法があったもの

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

1. 事業評価の厳格な実施

- 事前から事後までの一貫した事業評価の実施・公表、事後評価の結果を改善措置等に反映

2. 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

- 国等が行う事業について、規格の見直し、事業のスピードアップ(地籍調査の推進等)などにより、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成

3. 地域住民等の理解と協力の確保

- 事業の構想段階における住民参加プロセスの導入

4. 事業相互間の連携の確保

- 他の公共事業計画に位置付けられた事業も含めた事業間連携の推進

5. 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携

- ETCの普及促進、災害やバリアフリーに関する情報の提供等のソフト施策との連携

6. 公共工事の入札及び契約の適正化

- 公共工事入札契約適正化法の趣旨の徹底

7. 民間資金・能力の活用

- PFI方式など民間資金・能力の活用を推進

8. 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

- 地方ブロックの社会資本の重点整備方針のとりまとめ等、地域の実情に応じた社会資本整備の推進
- 国庫補助負担金について地方の裁量性を高める方向で改革

社会資本整備重点計画 (第1章抜粋)

〔平成15年10月10日
閣議決定〕

第1章 社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施

1 事業評価の厳格な実施

社会資本の整備については、新規事業採択時の評価、実施中の再評価、事業完了後の事後評価という事前から事後までの一貫した個別事業の事業評価システムにより、効果的かつ効率的な事業実施を確保するとともに、評価結果についても積極的に公表する。また、事業完了後の事後評価については、その結果を改善措置、同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直し等に反映する。

2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

社会資本の整備については、技術開発の推進とその成果の活用を図るなど、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革を推進する。

国及び関係公団等が実施する公共事業については、従来からの工事コストの縮減に加え、規格の見直しによる工事コストの縮減（ローカルルールを導入など）、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現、将来の維持管理費の縮減をも評価する「総合コスト縮減率」を設定し、計画期間中に、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成することとする。また、毎年度、施策実施状況と数値目標の達成状況についてフォローアップ（追跡調査）を実施する。

また、事業の迅速化については、完成時を予め明示する「完了期間宣言」的手法の活用など社会資本の整備における進捗管理の徹底を図るとともに、公共用地のより円滑な取得のため、事業認定の透明化、収用手続の合理化などの平成13年の改正の趣旨を踏まえつつ土地収用法（昭和26年法律第219号）の積極的な活用を図るほか、都市部で立ち遅れている地籍調査の推進など、事業の迅速化のための総合的な取組みを推進する。

3 地域住民等の理解と協力の確保

事業の計画段階よりも早い構想段階において、住民参加手続の実施を促すための各種運用指針等に示すプロセスを導入するなど、透明性や公正性を確保し、住民等の理解と協力を得るため、構想・計画・実施等の事業過程を通じた住民参加の取組み等を推進する。

4 事業相互間の連携の確保

事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本の整備に係る事業間連携を強力に推進することにより、コスト低減や工期の短縮など、相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

土地改良長期計画、廃棄物処理施設整備計画など、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも、事業の構想・計画・実施の各段階において密接に連携する。

5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携

路上工事の縮減、有料道路における多様で弾力的な料金施策の実施、ETCの普及促進と活用、交通規制の適切な実施、災害関連情報やバリアフリー施設に係る情報の的確な提供、港湾諸手続のワンストップサービス化の推進、観光客誘致施策など、ソフト施策との幅広い連携の下で、既存の社会資本の有効活用にも配慮しつつ、社会資本の整備の効果を相乗的に高めるようなきめ細かい工夫を実施する。

また、社会資本の更新時期の平準化、維持管理や更新を考慮に入れたトータルコストの縮減等を図るため、総合的な資産管理手法を導入し、効率的・計画的な維持管理を推進する。

6 公共工事の入札及び契約の適正化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法に基づく適正化指針の趣旨を徹底し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を推進する。

さらに、公共工事の品質を確保することにより発注者としての責任を果たすため、総合評価落札方式等により民間技術を活用し技術力による競争を一層推進するとともに、工事成績の活用による入札参加者の技術力審査等を推進する。

また、平成15年度から国土交通省の直轄事業において全面的に実施している公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の一環として

の電子入札の標準的なシステムについて、平成22年度を目安に地方公共団体等においても導入を促進することとする。

7 民間資金・能力の活用

効果的かつ効率的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、適切な事業分野においてPFIの導入を積極的に推進する。

また、社会資本の管理等について、地域住民、NPO、民間企業等の参画を促進する。

8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

個性ある地域の発展を目指し、国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図りつつ、各地方支分部局による社会資本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討・整理をもとに、地方ブロックの社会資本の重点整備の方針をとりまとめ、国と地方の役割分担を明確化しつつ、社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

平成15年の道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正による高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入など、地域特性に応じた柔軟な構造・手法を適用したローカルルールの導入により、整備効果の早期発現、整備コストの縮減を図りつつ、地域になじむ社会資本の整備を推進する。

また、地方ブロックにおける地方公共団体との定期的会議の開催により事業等に係る意思疎通等を図るとともに、地方による主体的な地域づくりを促進するため、国庫補助負担金について、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する。

（以下略）